

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 令和元年 11 月 13 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
場 所 徳島地方裁判所大会議室（6 階）

参加者等

所 長 石 原 稚 也（徳島地方裁判所長）
司会者 藤 原 美弥子（徳島地方裁判所刑事部総括判事）
裁判官 佐 藤 洋 介（徳島地方裁判所特例判事補）
検察官 小野間 薫（徳島地方検察庁三席検事）
弁護士 山 本 啓 司（徳島弁護士会所属弁護士）
裁判員経験者 1 番 60 代 男性（以下「1 番」と略記）
裁判員経験者 2 番 70 代 男性（以下「2 番」と略記）
裁判員経験者 3 番 20 代 女性（以下「3 番」と略記）
裁判員経験者 4 番 欠 席
裁判員経験者 5 番 50 代 男性（以下「5 番」と略記）
裁判員経験者 6 番 50 代 男性（以下「6 番」と略記）
裁判員経験者 7 番 60 代 女性（以下「7 番」と略記）
裁判員経験者 8 番 50 代 男性（以下「8 番」と略記）
（司法記者クラブ記者 7 名）

議事内容

自己紹介及び意見交換会の趣旨説明

所長

本日は、お忙しい中、意見交換会に御参加いただき、誠にありがとうございます。
裁判員制度は、本年 5 月に制度施行 10 年を迎えました。本年 8 月末までに、
裁判員裁判によって判決を受けた被告人の数は、全国では 1 万 2 4 1 8 人、徳島

では81人となっております。また、裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただいた方の数は、全国では9万3842人、徳島では概数で646人となっております。裁判員制度につきましては、国民の皆様の御理解と御協力の下、概ね順調に運用されてきたと評価されておりますが、核心司法や公判中心主義を実現して定着させるとともに、裁判員と裁判官が実質的に協働し、裁判員の視点や感覚を裁判内容に反映させるという理想的な営みを実現させていく上では、まだまだ改善すべき点があります。徳島地裁ではこれまで、国民の皆様の御理解と御協力を得るために、裁判員制度につきまして、法廷で実際に刑事裁判を御覧いただいたりする法廷見学会のほか、小・中・高校や大学、さらには企業経営者の皆さんの団体などに裁判官や職員が出向き、裁判員裁判について説明をする出前講義等、様々な広報活動を行ってまいりましたけれども、今後も引き続き、国民の皆様の幅広い参加を得るためには、刑事裁判という非日常的な世界に参加していただくことへの漠然とした不安を取り除いていただくべく、これまで以上に積極的な広報活動を幅広く行い、それらの機会を通じて裁判員経験者の皆様の声を広くお届けして、地道な努力を続けていく必要があると考えております。本日の意見交換会では、皆様から率直な御意見をうかがい、今後の裁判員制度の発展、充実のために活用させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

今年の6月に徳島地裁の刑事部に参りました、藤原美弥子と申します。今日はこの後始まる意見交換会について司会の方をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。私は裁判員裁判につきましてずっと10年間携わってまいりました。今日は皆さんの忌憚のない御意見をお伺いして、さらにより制度にするにはどうすればよいかということを考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

佐藤裁判官

裁判官の佐藤でございます。私は今回来られている皆様方全件の右陪席として関与させていただきました。私は正直あまり自分の記憶力には自信がなかったんですけれども、皆さんの顔を拝見すると、非常に懐かしい思いがいたしました。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

検察官

検察官の小野間でございます。今日はこのような貴重な機会に呼んでいただき、非常に光栄でございます。私自身、裁判員裁判を担当した事件もありますし、担当していないものもあるのですが、裁判の内容については、検察庁の方でも十分に検討しているところで、全ての事件、多少濃淡はありますけれども把握しているつもりではあります。皆さんに御意見をいただいて、検察庁としてもよりよい公判を続けられるようにしていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

弁護士

徳島弁護士会刑事弁護人会委員長の山本啓司と申します。本日は、お忙しいところ裁判員経験者の皆様、御出席いただきまして本当にありがとうございます。私たち弁護人の方は裁判員裁判で皆様のお顔を見ながら訴訟をしていくわけですが、実際にはどのような話をされたのかとか、どういう感想を持たれたのかとか、なかなか伝わってこないところがありますので、こういう機会に、是非、皆様のお声をお聞きできればなと思って参りました。どうぞよろしくお願い致します。

司会者

本日のスケジュールですけれども、お手元に裁判員経験者意見交換会進行予定をお配りしていると思います。概ねこの予定表に沿って、主に司会者である私の方から質問をさせていただきます。ただ、検察官や弁護士の方から裁判員経験者の方々に質問をすることもありますし、皆さんの方から裁判官や検察官、弁護士に質問をしていただいても結構です。また、最後に報道機関の方からも質問がご

ざいます。忌憚のない率直な御意見を承ることができればありがたいと思っております。3時30分に終わる予定としています。以上のような進行で参りますので、よろしくお願いいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会者

では、初めの話題に入ります。裁判員裁判に参加しての全般的な感想を、お一人ずつ聞いていこうかと思っています。皆さんの担当した事件について私の方で簡単に御紹介しながらですね、全般的な感想をお話しいただきたいと思います。まず、1番の方からお伺いしますね。1番の方が担当されたのは、被告人が二人の事件でしたね。

1 番

そうですね。

司会者

罪名としては監禁致傷、強制わいせつ致傷、強制わいせつ、職業安定法違反、恐喝、窃盗とたくさんの犯罪で起訴されたという事件でした。御夫婦二人が被告人ですけれども、その夫の方が出会い系サイトで知り合った女性を監禁してけがを負わせたり、その間にわいせつ行為をして、またけがを負わせたり、キャッシュカードを勝手に使ってお金を引き出すとか、お金を脅し取るとか、性風俗の有害業務を紹介するとか、こういう事件だったとお聞きしています。どうでしょうか、裁判に参加されての御感想などは。

1 番

全体的な感想からいきますと、もともとちょっと興味と言いますか、裁判とか経験はなかなかできないので、まず選ばれることはないだろうな、と思ってたんですけど、たまたま選ばれてまして、やっぱりやってよかったなというのが一番印象に残っていますというか、感想になります。裁判の内容はやっぱり複雑で、被告人も2名ということで先ほどのように罪状も非常に数が多くて、最初は大変だ

なと思ったんですが、裁判官の方々は非常に和やかな雰囲気を作っていて、非常に話をしやすい環境だったというのを強く覚えております。そういう中で非常に気楽に、ある意味、気楽に自分の言いたいことが言えたということで、中身は結構複雑だったんですけども、かなりスムーズに進行していただいて、期間も、徳島では一番長い3週間くらいあったんですが、私個人的には特に長いという感じもなく、非常にいい雰囲気だったというのが、一番印象に残っています。

司会者

ありがとうございました。具体的な、いろいろな御苦勞につきましては、テーマごとにお伺いしていきたいと思っています。次に2番の方にお伺いしたいんですけど、2番の方が担当された事件は、放火の事件だとお伺いしています。現住建造物放火、非現住建造物放火、建造物放火、建造物侵入、器物損壊とこれまたくさんの罪名で起訴された事件だとお伺いしています。被告人が連続して5件放火して、さらにその4日後にもまた1件放火した連続放火の事件だと伺っております。裁判員を務められての御感想、全般的な御感想などありましたらお話しいただけますでしょうか。

2番

私事ですけど、年齢がもう70いくつで、ちょうど残り1か月ほどでした。それで、最初で最後の機会を得ることができました。裁判員は、コンピューターで選ぶということで、残る機会は少ないと感じていました。一応、日常生活から離れたところに参加させていただきましたけど、刺激的で充実した6日間来させていただきましたけど、裁判所の皆さん、スタッフの方々に感謝の気持ちがいっぱいでございます。どうもありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。次に3番の方にお伺いします。3番の方が御担当された事件は殺人未遂と伺っております。先輩従業員を殺害しようと被告人が考えて、ナイフで数回、その顔や胸を突き刺してけがを負わせたという殺人未遂だと

聞いております。今回、この事件の裁判員を担当された、全般的な御感想をまずお伺いします。

3 番

裁判員に参加する機会はなかなか得られないと思うので、すごく貴重な経験をさせていただきました。学生という立場から言わせていただきますと、社会人の方と対等に意見を交換し合うという機会はなかなか無い機会ですので、とても貴重な経験ができました。個人的に学生生活でも法社会学という科目に興味を持つようになりまして、もっと裁判の事を知りたいと思うようになりました。

司会者

ありがとうございます。では続いて5番の方にお伺いします。5番の方と6番の方は同じ裁判に参加していただきました。事案の内容ですけれども傷害致死事件です。飲食店の経営者がそこに勤めている従業員に対して、ボクシングのスパarringと称してグローブをはめた手で顔を殴るといった暴行を加えて、けがをさせたり、あるいは、けがをさせて死亡させたという傷害、傷害致死の事件でした。この事件を担当されての全般的な御感想を順にお伺いします。まず、5番の方からお伺いできますでしょうか。

5 番

全体的というか滅多にこういう機会が無いとお聞きしているので、いい経験をさせてもらったなと思います。ちなみに、最初選ばれたときにちょっと盛り上がった話で、今日宝くじ買ったら当たるんじゃないか、って言われて買ったらほんとに当たりまして、ちょっとした額だったんでびっくりしました。ああ、そういうこともあるんだなと。裁判員をやった感覚なんですけど、やっぱり、さっき所長の方がおっしゃっていましたが、非日常的な世界でしたね。特に法廷入ったときは空気がぴーっと張り詰めてて、全然日常の空気と違うなと思いました。あと、椅子が違いましたね。心地よかったです。それと、評議の途中については、藤原裁判長と佐藤裁判官と大西裁判官、皆さんが本当に、気さくな方たちでいろ

んなことをざっくばらんに話すことができてよかったなと思っています。

司会者

ありがとうございます。続いて6番の方にもお伺いします。

6番

今日、5番の方が、前回一緒だったので、この少ない人数で御一緒される方がいるとは思ってなかったの、すごく心強く思っています。今おっしゃられたように、1番の方もおっしゃっていましたが、すごく何でも言いやすい、思った事そのまま、恥ずかしいとかそういう気後れなく、言いたいことは言えたし、聞きたいことも聞けたなというので、すごく話しやすい雰囲気を作ってくださったのがありがたかったと思っています。自分では不安の方が大きかったんです。これ、自分に務まるかなというか、そういう部分が大きかったんですけど、実際やってみて、至らなかったなというところもあるんですけど、今自分が持っている知識とか経験とかは十分出せたかな、と思いますので、全体的には参加できてよかったです。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございます。では続いて、7番の方にお伺いします。7番の方が担当された事件は、放火事件でした。女性の被告人だったと思いますけれども、自分の部屋、マンションの中の自分の部屋の中で花火に点火して、自室に燃え移らせて自室が燃えたという、そういう放火事件でした。この事件の裁判員を担当されての全般的な御感想などございましたらお伺いします。

7番

全体的な感想としましては、本当に貴重な体験をさせていただいたなと喜んでおります。日本国民として、非常に大きな責任を一つ果たせたのかなと感激いたしました。当たるっていう、選ばれるっていうことはまずないだろうとみなさんおっしゃっていたように、選ばれてみて、何か人生の大きな運を使ってしまったのかな、私、5番の方と逆にその後あんまり当たらんのかな、でも、こ

の体験は本当にありがたいことでした。一つ感銘しましたのは裁判官の方々をはじめ、裁判に関わる方々がみんな人間味あふれる人だったんだな、これまでは裁判所の方は別世界の超人的な特殊能力を持った方じゃないかっていうような感じで見ていたと思うんですが、一緒にさせていただいて、少なくとも同じ感覚を持った人間なんだなっていうことが実感できて感銘を受けました。おかげでその後、徳島地方裁判所で判決が出たニュースについてすごく目を皿のようにして見るようになりました。また、裁判官の方々が真摯に取り組んでこの結論を出されたんだなあって思いながら見ております。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございます。最後に8番の方にもお伺いします。8番の方が担当された事件は強制わいせつ致傷という事件でした。被告人は保育士でありまして、被告人がその担当する園児に対してわいせつ行為をしてけがをさせたという事件でございました。この事件について裁判員を担当されて、今思ってたっしゃる全般的な御感想がございましたらお伺いします。

8番

ついこないだだったんで、鮮明に覚えておるんですけど、本当に皆さんが言ってくくださったとおり、すごい意見を言いやすい環境を作っていただいて、もう皆さん裁判員の方、意見を言い合えたんでないかなあっていうふうに思いました。それで、私事なんですけど、実は2回目で六百何人の中の2回、裁判員が始まって第2回目でも裁判員になりまして、自分がまさか2回もすることがあるんだなあっていう、嫁に来たんかなあと思ったら自分の名前でびっくりしたんですけど、まあ、皆さんも2回目があると。事実2回当たりましたんで。本当に皆さんおっしゃるように、責任を果たせたというか、達成感は2回ともありましたんで、そういうところに参加できたということ、すごい人生の中で有意義な日を送ったと本当に思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。2回、裁判員に当たった方を、私、見るのは初めてですので、本当にびっくりしましたけれども、いらっしゃるんだなと話には聞いていましたが、本当にいらっしゃると思って感動いたしました。ありがとうございます。

冒頭陳述・証拠調べ・論告弁論について

司会者

続いては審理の中身に入っていきます。時系列にしたがって初めの方に行った手続、真ん中あたりで行った手続、終局の手続、それから評議というふうに順番に、皆さんの御意見などをお聞きしたいと思っております。まず初めに冒頭陳述からお伺いしたいと思います。審理の冒頭に、一番初めの段階で検察官、弁護人の双方から冒頭陳述という手続がなされたと思います。これは、これから始まる証拠調べの着眼点、着目点などを主張する、当事者のプレゼンテーションという位置付けでございます。初めの方でなされる手続なので、緊張してあまり頭に入ってこなかったとか、話の内容がよくわかりましたとか、あまりわからなかったとか、何かそういった御感想があるかもしれません。そういったあたりをお伺いできればと思います。順番にお聞きしていてもよろしいでしょうか。1番の方からお聞きしてもよろしいですか。

1 番

冒頭陳述、最初だったんで中身はあんまり理解しないまま聞いてて、だから、中身に関しては、はっきりとした記憶がないんですけども、印象としてですね、検察官の方は非常にきちっと図にして、きれいにまとめて、順番に説明されてたなというのが非常に印象に残っております。弁護士の方には失礼かもしれないんですけども、非常に細かく陳述いただいたって記憶はあるんですけどもちょっとポイントが見えにくかったなというのが印象で、できれば図にするとか、何か、プレゼン資料ですね、何か提示していただくともっとより理解ができたかなということは、今印象ですけどあります。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、2番の方にもお伺いします。

2番

僕自身も、最初の冒頭陳述とか証拠調べ、ちょっと声が小さかった印象で、聞き取りにくい場面もあったと思います。現住建造物の放火、あるいは非現住建造物とか、あと、たくさん五つあるんですけど、結局、故意かどうかという争点ですかね、そういうのが、弁護人も検察官の方も、どちらかと言っている内容が理解しにくかったというのが、一番印象に残っています。

司会者

2番の方の担当された事件には争点があって、故意ですね、放火の故意、現住建造物等放火の故意があるかどうかというところが問題になり、あと責任能力も問題となった事件だということですかね。

2番

はい。精神科医が説明していたけど、その内容も結構医学的で難しかった。

司会者

そうですか。冒頭陳述の段階でその争点について、あまり何が問題になっているのかなということが、正直、よく伝わってこなかったという御意見、御感想でしょうか。

2番

争点そのものは、今になって、大体こういうもんかっていうのは、ほんの少し理解できました。

司会者

わかりました。ありがとうございます。3番の方は冒頭陳述についてはいかがでしょうか。

3番

私も、2月とかでしたのであまり記憶にはないんですが、改めてどういう裁判

をさせていただくのかということが分かりましたので、非常に有意義な時間でした。

司会者

冒頭陳述が特にわかりにくかったということはないですか。

3 番

はい。特になかったです。

司会者

では、5 番の方にもお伺いします。5 番の方の担当された事件、6 番の方でもすけれど、そのスパーリングがですね、社会的に見て相当な練習行為といえるかどうかということが争点となった事件でした。冒頭陳述について、分かりやすかったとか、それ以外でも結構です。何か御感想があればお伺いします。

5 番

冒頭陳述については、争点がよくわかって、よかったです。

司会者

ありがとうございます。6 番の方はいかがでしょう。

6 番

僕もそう思います。検察側も弁護側も両方ともわかりやすかったです。

司会者

わかりました。ありがとうございます。次に7 番の方にもお伺いします。7 番の方の放火の事件は、これは責任能力が争点になった事件だったと思いますけども、冒頭陳述を聞かれて、どうでしょうか。

7 番

あの、検察側も弁護側からも資料がありまして、資料と共にお話を聞いたらよくわかりました。あえて言わせていただければ、検察側の資料の方が科学的に論理立って、ぱっとわかりやすいかなと思いました。争点が事実を争うのではなくて、心の問題なのでこれはかえって難しいのかなというようなことを聞きながら

思っております。

司会者

ありがとうございます。8番の方にもお伺いしますけれども、8番の方が担当された事件は、事件自体については争いがない事件、量刑が問題になるという事件だったと思います。冒頭陳述について覚えていらっしゃるでしょうか。それを聞いた段階でいかがでしたでしょうか。

8番

ゆっくり丁寧に話してくださって、分かりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。検察官の方から冒頭陳述について御質問などございますか。

検察官

今、皆様から御意見いただいたんですが、検察官の冒頭陳述は起訴状だけしか御覧になっていない状態でお聞きになる一番最初のプレゼンになると思うんですが、基本的にはどの事件でも1枚にまとめたメモをお配りして、聞いていただくようにしているんですが、メモを見ながらお聞きいただいて、例えばメモの内容とちょっと違うんじゃないかなとか、齟齬があったりして引っかかったところがあるとか、何かお気づきの点があれば教えていただけますでしょうか。あとは、メモの方に文字で書いてあるわけですが、詳しくすぎたり、難しすぎるといった場面があって、一番最初の段階で聞くにはちょっと頭に入ってこないよという部分がなかったかとか。そういったあたりで何かお気づきの点があれば。

司会者

どうでしょうかね。6番の方、何かありますか。

6番

よくわかりました。食い違いなかったと思いますけど。

司会者

皆さん、領いてらっしゃる方が多いかな。1 番の方も大丈夫でしたか。

1 番

はい。大丈夫です。

司会者

あまりなかったようですね。山本弁護士から何か質問とかございますか。

弁護人

1 番の方から弁護人の冒頭陳述が細かすぎてポイントが見えにくいというお話、図などがあればというお話しだったと思うんですけども、弁護人から配布されたペーパーってどんなふうな、文字ばかりのペーパーだったですか。

1 番

ちょっと記憶がはっきりしないのですが、文字が多かったし、配布がなかったりしたこともあったんで。

弁護人

配布がなかったんですか。

佐藤裁判官

ちょっと補足しますね。1 番の方の事件は2名の被告人がいるので、それぞれ弁護人がいるんですけども、一方の弁護人については紙が配布されたんですけども、もう一方の弁護人は実は事前の準備段階、公判前整理手続と公判当日の被告人の最初の認否が違っていたので、当初準備していた紙が使えず、弁護人が後で紙を配布することとして、その場で即興で冒頭陳述をされたという、やや特殊な事情があります。

1 番

ありがとうございます。

弁護人

よくわかりました。

司会者

後で配られたということですね。

佐藤裁判官

そうです。後で配られました。

司会者

後で配られて1番の方、何か参考になりましたかね。その後の審理を聞いたり、あるいは評議で。

1番

あまり記憶がないです。

司会者

わかりました。ありがとうございます。冒頭陳述についてはよろしいでしょうか。時間の関係で先に進めさせていただきます。証拠調べについて話題を移します。冒頭陳述の後に実際に証拠書類を見たり、聞いたり、朗読を聞いていただいたり、あるいは証人尋問を聞いていただく、被告人質問を聞いていただく、こういう手続があったと思います。証拠書類の読み上げや見ることですね、わかりやすかったかどうかとか、量が必要十分だったかどうかということ、あるいは証人尋問がわかりやすかったかどうか、被告人の話をわかりやすく質問していたかどうか、そのあたりについて御感想、御意見などありましたらお伺いしたいと思います。これも1番の方からお聞きしてよろしいでしょうか。

1番

そうですね。証拠のところは、争っていたのは2点くらいだったので、一つは脅迫かどうかということで、これはあまり目撃証言がなかったような記憶があって、結局、被告人と証言だけで判断するような感じがあったので、そこは、かなり迷ったところだったと思います。ただ、裁判官の方とかに助けていただいて、かなり議論はしたような気がします。あと、傷害の方の証拠品は、実際の物を見せていただいたりして、実感としてかなりイメージできたということで、ある程度判断はしやすかったかなというふうに思います。

司会者

傷害の証拠品というのは、写真とかのことですか。

1 番

凶器。

佐藤裁判官

木刀ですね。

司会者

イメージしやすかった。わかりました。ありがとうございます。2 番の方にもお伺いします。証拠調べですね、書面、証拠書類の内容をきちんと理解できたか、証人尋問や被告人質問の内容を理解できたかということについてはいかがでしょうか。

2 番

被告人質問について、ある程度、理解できたと思います。

司会者

理解しにくかったところもありますか。

2 番

最初の記憶をたどっても、すぐに忘れやすいというかね。そうですね、争点、現住建造物の放火の故意だったかどうかという、そういう部分について、現住性とか、人が住んでいた、人が居ったという、それに対して放火した、放火の認識があったかどうか、あるいは居宅部分と最後の倉庫の下地で、それがつながっていたと認識していたかどうか、そんなんですね。あと、自閉症というんですかね、精神障害、あの、結構、多動性障害とか反社会性人格とか、そういうのは結構難しくて理解は乏しかったですけどね。

司会者

佐藤さん、被告人の話ってやっぱりわかりにくかったんでしょうか。

佐藤裁判官

今、2番の方がおっしゃられたように、その事件は、被告人の認識、被告人が建物が一体であるかどうか、暗かったし、離れた建物で、庇というか、差し掛けでつながっているような建物で、その差し掛けも認識できていたのかというところの争点になっていまして、被告人自身も自閉症スペクトラム障害とか精神障害を抱えていて、その認識を持っていたということには精神障害の影響を考えてあげなければいけないし、あと、責任能力とかも問題になっていたのもので、その精神障害の話っていうのをお医者さんから聞いたりして、その辺は難しい、裁判官である私からしても難しい内容だったなっていうのをよく覚えています。

司会者

内容自体が難しかったということですね。では、3番の方にもお伺いします。
証拠調べ全体について何か御意見、御感想があればお伺いします。

3番

被告人質問の時に印象的なことが二つありまして、一つ目は、被告人の方に検察の方が質問される際にヒートアップをされて、裁判長の方が、「それ以上言う」と議論になるのでやめてください。」とおっしゃっていたことが、すごく印象的に残っています。ドラマを見ているみたいですごかったです。二つ目に、私のこの事件では被告人が一方的に悪いのかなと思ってしまう場面もあったのですが、弁護人の方が最後に言われた内容で、本当に一方的に被告人の方が悪かったのかなと思わせるような発言をされたので、どちらの立場にも立って、対等な考えができたなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。そうしましたら、5番の方にもお伺いします。証拠調べ、証人尋問、被告人質問、証拠書類の内容の取り調べについて、何かわかりやすいこと、わかりにくいことなどがございましたらお伺いします。

5番

1個引っかかったのがですね、私たちは証拠調べの段階でビデオを見たんです

ね。そのビデオの内容というのが、被告人が相手をずっと殴っている状況を撮影したビデオで、確か長いビデオだったんですよね。それを弁護側の証人に対して弁護人が見せて、印象を聞く場面というのがありました。証人の方はあの程度なら大したことないよという旨の発言をしたと思います。僕たちが見たビデオって、結構、練習とかいうレベルじゃない、一方的な暴行だったような印象を持っていたんで、なんか違うなと思ったんです。それで、その証人があんなこと大したことないよという発言の後、すかさず検察官の方が質問されました。結局わかったのは、全部見せてなかった。ポイントは後半にあったんですよね、あのビデオのポイントは。前半は軽いんですよ。前半を見せていた。それがばれてしまったというか、何か発言の1個を取り出して誇張するかのような弁護がそこでなされていたのを見て、言い方悪いですけど、こんな小細工することってあるんだって思ったのが、ちょっと引かかる点で、まあ、今回、この公判だけだったのかもしれませんが、常日頃からそういう弁護人の方もいらっしゃるのかなというのが、ちょっと印象に残った点ですね。それが一番大きい出来事です。

司会者

ありがとうございました。6番の方からお伺いします。

6番

今の点でいうと、僕は全く印象が違っていて、僕が最初に、一番最初、法廷で見たときは、抑制が効いているなと思ったんですよ。指導ということでしたからね。それで、後でその証言、格闘家の専門の方とかジムと一緒にいていた友人の方とかのおっしゃっている証言を聞いて、ああ、自分が見た印象とは違ってたんだないうふうに思いましたね。証拠調べってということについては、先に紙で資料が、その法廷に来られてなくて証言されている人の紙で証拠がまず出てきますよね。

司会者

供述調書ですね。

6 番

その供述調書の後で証人に対して質問ということになりますよね。食い違った場合は、やっぱり実際に出てきて証言された方のほうの意見というのを、ちょっと受け入れやすいかなという傾向があるかなと思いました。

司会者

わかりました。ありがとうございます。7 番の方、お伺いします。

7 番

証拠調べ、大変よくわかりました。資料が大変充実していたなあとと思います。放火事件なんですけども、現場の写真と図と必要なものは全部つけていただいて、説明していただいて。そして、精神鑑定、私が初めて聞く言葉で、境界性パーソナリティ障害というのを素人にもよくわかるように説明していただいて、全体として大変よくわかりました。

司会者

お医者さんの証人尋問はわかりやすかったという御意見でしょうか。

7 番

それと、弁護人がちょっとお医者さんの矛盾を突いたりして、それもちょうとドラマを見ているように思った印象を持っております。

司会者

的確な質問がなされたということでしょうか。ありがとうございます。8 番の方にお伺いします。

8 番

3 番の方がおっしゃったように、最初の印象としては、証拠調べとか見た感じでは、検察側が言っているように、これはもう明らかに悪いなというふうに思うんですけど、弁護側の方からの、いろんな精神障害とか、恋心を示したんじゃないかというようなこととか、そういう仕事でのストレスがあったとかいうことを聞くと、一方的に被告人が悪くないと、自分の頭の中がリセットされる状態と言

いますか、冷静に法で裁ける、リセットできる感じにはなれました。だから、どこからどこまでが弁護側が弁護している部分というのが、自分の公判の中では十分伝わった感じはしました。

司会者

弁護側も被告人から有利なところをきちんと引き出せていたということでしょうか。

8 番

はい。

司会者

ありがとうございます。検察官と弁護士からも質問があればお伺いしますけれども、いかがでしょうか。

検察官

検察官としては、証拠調べ、非常にいろいろとお聞きしたいことがあるんですが、時間が許す限りのところと考えてますが、まず一つ、ショッキングな証拠が含まれているような事件もあるかなあというところで、3 番の方にお伺いしたいのが、担当されたのが殺人未遂の事件だったということで傷口をイラストにしたような写真、証拠があったんじゃないかなと思いますけど、覚えてらっしゃいますか。

3 番

はい。あまり記憶にないんですけど、でも、どこの部分をやられたかっていうところの絵を見せていただいた記憶はあります。

検察官

もともと傷口の写真だったものをイラストにしている証拠だったと思うのですが、その、写真であったものを加工してイラストにしていることに関して、何かしら思われたことがあれば教えていただきたいというところと、仮にあれが写真だったら、やはり心理的な負担が大きかったかというところ、何か感想があれば

教えていただきたいと考えています。

3 番

頂いた資料は、そんなに過激なものではなかったので見ててもそんなにショッキングではなかったです。しかし、あれが写真になると少し精神的負担になるのかなあというふうに感じます。

検察官

ありがとうございます。それと、同じテーマになるんですけど、先ほども5番の方と6番の方から、まさに犯行の現場が映っているビデオを御覧になられたという話があったんですけども、それについて、やはり、ショッキングなところとか、印象を受けられたのか、精神的に見るのがちょっと辛いようなものだったのか、そのあたりのところで御感想を教えていただけたらと思います。

5 番

見たビデオはですね、亡くなった当日のものではなく、何日か前の状況だったんで、それほどショッキングというのではなかったですね。ただ、こんなことやってたら絶対死ぬよねっていう資料としては有効だったと思います。

6 番

そうですね。傷害と、傷害致死なんですけど、その致死の方のビデオではなくて傷害の方でした。だから傷害の方で、実際、その致死の時にどういう行為があったのかなっていうのを想像するしかなかったんですけど、ショッキングかどうかというと、全然そうではなくて。もし、致死の方の映像があったとしたら、やっぱり出されているんですかね。

検察官

ケースバイケースだと思いますが、検察官としては、どういうふうなことが行われたのかという犯行状況を映しているものがあれば、それが一番直接的な証拠なので見ていただくべきじゃないかと判断することが多いと思うんですが、ちょっと質問に対して答えになっているかわかりませんが、逆にあのビデオを見なけ

れば、ちょっとなかなかイメージするのが難しかったんじゃないかとか、そのあたりはいかがですか。

5 番

まさに、そのとおりですね。見て、よく理解できる資料になりました。

6 番

同じくです。はい。裁判員の中に実際にスパーリングを行ったっていう経験があった方がいらっしゃったので、その人の経験を聞くことができたので。たまたまだと思うんです。まさかそういう経験がある人を選んできたわけではないと思うので。もし、その人がいなかったら、全然、もう各個人の空想の中だっただろうなど。

検察官

もう1点よろしいでしょうか。今までのお話の中でもあったんですが、2番の方が担当された事件や5番の方、6番の方、7番の方が担当された事件では、お医者さんであったりとか、専門家の方が来て、証言をされた。医学的な内容等についても話をされたと思うんですが、例えば2番の方であれば、先ほど、なかなか、ちょっとわかりづらいところもあったかなあというところがあったと思うんですが、どうしても内容が医学的だったりして、難しいものについて、もう少しこうしてもらえればわかりやすかったかなというような御感想があれば教えてください。7番の方はわかりやすかったという感想がありましたので、難しい医学的な概念について、どのあたりが、すっと入ってきたポイントかというところで、何か御意見があれば今後の参考にお聞かせいただけたらと。

2 番

あの専門用語、ADHDとか、ああいう専門用語、自閉症スペクトラム障害とか、あるいは反社会性人格障害とか、結構、難しい用語が出てきたと感じてます。

検察官

そのあたりを，例えば，もう少し平易な言葉でお医者さんの方に置き換えて説明してもらったりすれば，多少，わかりやすさの点では変わったかなあというところですか。

2 番

うん。たぶん難しいと思うんですけどねえ。

検察官

ありがとうございます。

司会者

7 番の方，いかがですか。

7 番

医師から頂いた資料は，最初，膨大な厚みがあったので，うわっと思ったんですけど，これ1枚1枚見ると大変わかりやすく，図解とか色分けとかで解説されていて，専門の内容ですけど具体的にこういう行動をしたら正常範囲だとか，こういう行動からは異常な精神状態であるとか，具体例でわかりやすく説明されていたので，私でも理解できたと思います。

司会者

資料は，あの，プレゼンテーションしたときのパワーポイントの画面ですね。

7 番

そうですね。はい。

司会者

それを印刷して皆さんにお配りしたということですね。

検察官

はい。参考になりました。

司会者

山本弁護士から何かございますか。証拠調べの関係で。

弁護士

結構です。

司会者

では、時間の関係もありますので、先に話題を進めます。論告弁論について、証拠調べが終わった後に検察官と弁護人から、それまで行われた証拠調べを踏まえて締めくくりの意見、プレゼンテーションを行うという手続があったと思います。これが論告、弁論なんですけれども、わかりやすかったかどうかとか、評議で御自分の考えをまとめたり、深めたりするのに役に立ったかどうかとか、そういった観点、それ以外でも結構です。何か御意見、御感想があればお伺いしたいと思います。1 番の方いかがですか。

1 番

そうですね。論告、弁論で、結構被告人がですね、体調なんかもありまして、声が聞き取りにくかったというのがありました。あと、被害者の方の証言とかもいろいろあったんですけど、いろんな背景なんかを、教えていただいたりする。それを聞いたうえで、質問に対する答えを聞いていると、本当のことを言っているのか、ちょっと誇張して言っているのか、そのあたりがやっぱり私たちというのは判断が非常に難しいなっていう、やっぱり初めての経験なんで、その辺が結構ありましたですね。

司会者

最終的に判断するにあたってですね、例えば論告や弁論が役に立ったかどうかっていうのは。

1 番

それは、もう役には立ってますね。

司会者

わかりました。時間の関係がありまして、特に何か御意見があればお伺いしていきますけど、論告弁論について何かございますか。

2 番

特にありません。

司会者

ありがとうございます。

3 番

特にありません。

司会者

よろしいですか。問題ないということは、わかりやすかった、役に立ったという、そういう御意見だと伺ってよろしいですかね。5 番の方、特にはないですか。皆さんも特にはないかなという感じでしょうか。検察官何かございますか。

検察官

ないです。

司会者

弁護人、山本弁護士から何かございますか。弁論について。

弁護士

弁論ということなんですけども、おそらく被害者参加されている事件があったんではないかなと思うんですけども、被害者参加による意見陳述とか、あるいは意見ですね、それがあった場合に、それについてどのような印象を持たれたかというのを、お聞きできればと思いますけど。

司会者

被害者が実際にバーの中に入って出席されている事件、そうじゃなくても最後に来られて意見陳述を述べられる事件もあると思いますけど、今、8 番の方が領いてらっしゃいましたが、そういう事件でしたかね。

8 番

性犯罪で未成年ということで、被害者が参加できてない、家族も参加できてなかったんで、家族ぐらひは参加してもいいんじゃないかなあというふうには思いました。だから、代理人が言ってたんで、その率直な、本当に意見を聞きたかつ

たっているのは。

司会者

代理人が代わりに、被害者の御両親の話をしてくださったということですかね。

8 番

はい。

司会者

5 番の方と 6 番の方の担当された事件では、確か、御遺族の方が参加されてたと思いますけれども、いかがでしょうか。

5 番

御遺族の方の意見としては、すごく同情もしましたし、ああ、悲しいということとはわかりましたが、それ以上のことはなかったですね。

6 番

被害者参加弁護人の方が、視線とか声の大きさだったりとかですごく熱くこちらへ訴えかけられてたなという印象です。

評議について

司会者

テーマは次に移らせていただきます。評議の関係です。どんなことでも結構なんですけれども、例えば、法律の説明などを裁判官からされたと思います。法律概念に関する説明だったり、刑を決めるときはこういうふうに決めていくんですという説明もしたかと思います。ポイントの説明がわかりやすかったかどうかというお話や、あるいは、評議の際に発言しやすかったかどうか、あるいは進め方について問題はなかったか、さらには、量刑検索システムという、過去の量刑、傾向を知るための資料を見ていただいたと思います。こういった資料を見ることが役に立ったかどうか、あるいは、立たなかったかどうか、このあたりについての御意見を伺えたらなあと思います。1 番の方からお伺いいたします。

1 番

説明は本当にわかりやすく、一番良かったのは本当に手順よくですね、順番に、きちっとやっていただいたということで、非常に我々も議論しやすかったというのが印象に残ってます。最終的に量刑を決めるときも、本当に順番に説明と解説をいろいろ丁寧にやっていただいて、我々が考える時間もかなり取っていただいたという印象を持ってまして、裁判員同士も結構いろんな意見が出て、たまたまかどうかわかりませんが、いろんな年代の人とか、いろんなバックグラウンドの人がそろっている環境だったので、私個人的には、非常に、人それぞれ、いろんな見方、考え方があったんだと勉強になりましたし、量刑を決める手順というのも、非常に理論的で整然とやられているというのが、非常によくわかりまして、大変よかったと思ってます。ただ、今回の事件が、あんまり判例がないということで、過去の判例をいろいろ検索で見せていただいて、ある程度参考にはなりましたが、ぴったしというのはなかなか無いんだなというところで、結構迷ったというのが印象に残ってます。

司会者

次、2 番の方、評議について伺います。

2 番

被告人が現住建造物放火、それから非現住建造物放火、建造物侵入、それから非現住建造物放火未遂、最後に器物損壊被告事件っていう一晩のうちに1 か所から5 か所まで放火に及んでいます。それに対して、何でかっていうのが、疑問にすごくずっと残っているっていうか。何でそんなに、もう1 つで十分でないかなって思うのに、1 つから5 番まで。今度は午前中に放火して捕まった。この一連の、本当に、何でしたんかっていうのが、ものすごい疑問に思っています。

司会者

そのあたりは評議でもかなり議論がなされたのかなって想像するんですけども、今でもまだちょっと疑問に残っているということでしょうか。

2 番

そうですね。あと、最後に、こう段階を踏んで、最後に両親が弁償に及んだっていうのも、すごく印象に残っています。

司会者

ありがとうございます。評議について3 番の方にお伺いします。

3 番

一番最後の刑を決める際に、裁判官の方は必ず1 票と、裁判員の方、あの、裁判員の方の票が多くても、裁判官の方の票が必ずいるという点で、その点はよく理解できたんですが、そしたら裁判員って、いる必要があるのかなっていうふうな疑問が生まれました。私の認識が間違っているかもしれないんですけど、例えば死刑の際に裁判員が有罪でないとして、そうすると裁判員の意見が優先されるっていうふうにお聞きしたんですが、そこは正しいですか。

佐藤裁判官

今のは一般的な話ですか。

3 番

一般的な話です。もし、死刑だとして、裁判員の方が無罪を主張されて、裁判官の方が有罪を主張されたときに、裁判員の方の無罪っていう主張が、OKとされるっていう点の認識はよろしいですか。

司会者

合ってます。

3 番

そういう、そこを説明していただきたかったです。あの、そうすると裁判員の意義というのがすごく伝わるなあというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。評議について5 番の方にお伺いします。

5 番

今の3番の方と重複するかもしれないですし、先ほど1番の方もおっしゃっていたのですが、有罪か無罪かを決める段においては、私の今までの経験とか日常の常識などから照らし合わせて、判断していけるんですが、量刑を決める段になると、やっぱり専門的なものが無いもんですからわからないんですよ。やっぱり参考にするのは量刑検索システムなんですけれども、1番の方が同じようなことをおっしゃっていましたが、ぴったりくる判例がない。それで、似たような事件を参考にして決めるということになったんですが、あの内容っていうのがですね、結構コンパクトじゃないですか。なぜそうなったのかということについてよくわからないまま、たぶんこんな感じだったんだよね、だから何年だよっていう感じでやっていったような気がするんですよ。その内容について、例えば検索システムのこれとこれが一番類似性があるなということに関しては、もっと詳細を知りたかったなというのがあります。そしたら大きくもっと参考にできたかなと思うのが一つ、それと、すごく、全体的なことで申し訳ないのですが、結局、判例が基になって量刑を決めちゃうのであれば、裁判員っている必要あるのか、っていうのを率直に思いました。この判例って、判例自体がちょっと甘くないっていうのがよくあって、見たところですね。実は、僕が担当したのが終わった2日後くらいに振り込め詐欺の主犯の方が捕まったんです。その日の量刑の方が上でした。傷害致死よりも。こういうことがある。2日前にも刺殺事件がありましたよね。駐車場の。あれは8年でしたっけ。何か、見たら、僕たちの庶民感覚からしたらですね、人を殺したら死刑ですよってずっと教わってきてるんですよ。ところが、実際は、こんなんで出てくるんだ。こんなので大丈夫なんだっていう感覚がすごく強かったですね。僕たちが参加する意味っていうのは判例が何にせよ、この判例甘すぎませんかという意見を吸い上げるために参加させてもらってるんじゃないかと思ったんですよ。だから、まあ、最初に戻りますけど判例で量刑決めちゃうのであれば必要ないんじゃないか、僕たちはって、そのとき、思いました。

司会者

貴重な御意見ありがとうございます。6 番の方，御意見をお伺いします。

6 番

量刑検索システムっていうのは，やっぱり 1 つの基準になって，それについて，それから重いか軽いかっていうのは，それぞれ裁判員の判断だと思うんです。それぞれの経験を持って。それを集約して，全然，裁判員の多数決で判決が決まるわけじゃなくて，その中に裁判官の方が 1 人賛成していないとだめだっていうので。やっぱり裁判員だとどうしても重くなりがちだと思うんです。でも，そういうシステムがあるから，そこで，6 人ですけどいろいろな意見が出るっていうのが，一つの裁判員制度のいいところかなと。ちょっと戻るんですけど，評議については，本当，わかりやすかったし，言いたいことも言えたし，わからないことも聞けたしっていうので，忌憚のない意見でよかったなと思うんですけど，やっぱり，裁判官の方が法廷に出る前に控室で説明されてよくわかったんですけれども，評議になって裁判官の意見は 1 つの評議の中での意見ということで，だから，その意見が我々にすごい影響を与えることを気にされてるなという感じなんです。だから，ちょっと立ち位置が評議のときと説明のときとでは違ふよっていうことを最初に一言おっしゃってくれたらよかったかなっていうのを感じました。

司会者

わかりました。ありがとうございます。7 番の方，評議についていかがでしょうか。

7 番

私の経験した評議では，証拠に基づいて，科学的に論理的に積み上げられて，あるべき評議だっていうふうな全体的な印象を持っております。最初に日程を見たときに評議時間をこんなにするのかと思ったんですが，いざ，一緒に参加させていただくと，これはまだまだ足りないぞと，議論しているところが，事実よ

りか、心理の問題、病的な心理なのか正常心理の中なのかというところだったので、評議は、すればするほどわからなくなる部分もあったり、どちらだろうと迷うところもあったんですけども、評議は必要だなと思いました。量刑を決めるときの量刑検索システムですね、あれは肯定派です。法の下の平等ということで、今までの例と大きく違っては日本人全体の平等が保たれないということもあるのかなと思いながら、審理させていただいてました。それと、ちょっと前に聞いたんですけども、私たち一般の裁判員は、どうも被害者の立場に立ちがちで量刑を重くしがちであるというようなことを聞いたんです。この度は、被害者がそんなにはっきり見えなかったのも、そこまで動かなかったんですけども、確かに専門家の方のほうが量刑を抑え気味に意見を出されていたのかなと思いました。今までの経験に基づいてなんでしょうけども。一般人である私たちの意見も取り上げていただき、補充裁判員であったんですけども私などの意見も取り上げていただき、専門的な立場で判断するっていう裁判員裁判はよくできてるシステムだなあっていうふうに評議の中で感じました。

司会者

一般の方のほうが重い意見を言う、必ずしもそう言うとは私自身はそういう感想は持っていないんですけども、ただ、やっぱり、どうしても被害者目線っていうか、自分が加害者になるとはあまり考える方はいなくて、被害者になったらっていうふうに考える方が多くて、そうすると刑が重い方にするのも、もしかしたらあるのかもしれないなと思いますけども、それは、まあ、裁判官でも同じような発想になるのかなと。これ個人的な感想ですけども思っております。8番の方に評議についてお伺いします。

8番

数名、裁判員、補充裁判員でいまして、意見を言いにくい方とかもたぶんおられたと思いますけど、その導き方とかは、すごい裁判長、裁判官の方も上手に意見を言いやすい環境を作ってくれたと評議では思いました。判例のシステムを照

らし合わせて、量刑を決めるではないですけど、そういうのを頭の中にインプットして、それで、自分なりの量刑を決めるっていう感覚でした。10年前にさかのぼって言いますと、息子を殺して切り刻んで、鳴門の橋から遺棄したんですけど、親子で。たった4日間でそういう重大な話を、評議でしまして、その時は大体、そういうシステムもなかったんで、裁判長、裁判官の方が、これくらいということと、検察側、弁護側が何年、何年ということの、間を取るではないですけど、まだそういう感覚でした。今は、この間参加しましたが、すごいわかりやすくなったなという印象はあります。

司会者

2回目の時は、まだ積み重ねが全然なかったんで、量刑検索システム自体はあったんですかね。

8 番

いや、ないです。

司会者

なかったですか。そうかな、うん、使ったり使わなかったり、運用も統一されてなかったように記憶していますね。だから、なかなか、今とはだいぶ変わっているんじゃないかなと思います。

8 番

全然、違った印象がありました。

検察官

一つだけよろしいですか。裁判員の皆様も量刑を決めるにあたって、非常にお悩みだというのが伝わってきたんですが、特に、裁判員裁判では検察官も事前に量刑検索システムを使って、裁判の内容を裁判所の方で集約しているものを前提に量刑を考えて、それに基づいた意見を論告でお示ししているところではあるんですけども、そういった検察官が論告で、こういった考え方から、この求刑だということを述べていると思うんですが、それが評議の中で議論する際に役立った

か、役立たなかったとか、一つの視点としてそういう視点を検討していただけているのかどうかといったあたり、御意見をいただければと思います。

司会者

どなたでも、どうでしょうか。

6 番

もちろん基準として、まったく量刑って幅が広いじゃないですか。だから検察官の意見っていうのはこれだということで、すごくわかりやすかったですね。だから、それに対してどうかという点で一つの基準としてしっかり参考にさせていただきました。

司会者

他の方、何かございますでしょうか。

1 番

質問になっちゃうかもしれないんですけど、検察官の方が重くしますよね。当然、弁護側が軽くしますが、それは弁護側は意識して、その検察官が求刑した量刑を下げるという努力をされるんですよね。

司会者

いかがでしょうか。

弁護士

弁護人の方としてはですね、被告人と接して被告人から話を聞いて被告人の目線で事件をとらえていきます。ですから、当然、検察官とは立場が違うので、そこは検察官がこういうだろうからこういうとかの話ではなくて、そもそもアプローチの仕方自体で、事件に対する評価が違っているというところがまず前提としてあります。弁護人は弁護人で量刑検索システムをある程度こちらも把握して、裁判員裁判での評議の中で、それが使われるということも理解していますので、その数字を意識しながら、しかし、あまりかけ離れていると裁判員の方に対して説得力もないので、数字を意識しながら、事件の内容に照らしてこれぐらいとい

う意見を言う。結果として検察官よりは当然弁護人の方が低い数字を出している。そんな流れなのかなあと。

1 番

一番最初に裁判官の方が言われた言葉がすごい印象に残ってまして、たぶん、自分的には被害者の方に同情してしまうのではないかと、揺れるんではないかと、始まる前に思ってたんですけども、その最初の時に、たぶん、罪を憎んで人は憎まずっておっしゃってくれたと思うんです。それが非常に心強くって言いますか、そういう考えであればそう簡単にはぶれないかなっていうふうに思って臨んだっていうのが非常に良かったかなって思ってます。

司会者

ありがとうございます。

(休憩)

選任手続や審理・評議の日程について

司会者

それでは意見交換を再開させていただきます。あとテーマは二つ残っております。一つ目のテーマですけれども選任手続についてと審理や評議の日程についてということです。最近ですね、選任手続におきましては辞退率が増えている、そういう問題が指摘されています。運営する側としましては、できるだけ負担が少ないように審理期間を短くするとか、参加しやすい日程を組むという必要性は感じておりますけれども、まあ、その一方で審理や評議に、やっぱり十分な時間を確保しなければいけないという当然の要請もございます。私としてはそのような問題意識もあるんですけども、それ以外でも結構です。選任手続の進め方、あるいは審理の日程などについて、お仕事や御家庭における役割への影響など、何か思うところはございませんでしょうか。また、選任されてから実際の審理を行うまで、若干、日数があつたと思うんですけども、その日数がもう少し長い方がいいとか、短くてもいいとか、そのような御意見もあれば、合わせてお伺いした

と思います。えっと、1番の方の事件は長い事件でしたよね。審理が11日あったと。

1番

私自身は特に、どちらかというに参加したかった方なので、あまり気にはならなかったですね。たぶん、辞退される方はそういう期間とか、日にちの問題、要するに呼ばれる日も1日だけで、そこで都合がつかなかったらというのがあると思うんですけど、もう少し幅を持たせてもらえれば、もう少し参加する人もできる人も増えてくるんじゃないかなという気はしますけど。

司会者

ありがとうございます。2番の方はいかがでしょう。

2番

選任手続は重複するかもわかりませんが、たくさん、50名くらいが集まったのかな。それで、その中から裁判員6名と補充2名ということで、確に残る確率が少ない、選ばれる確率が少ないって思いました。あと、審理とか審理期間は裁判長の司会でスムーズに正確に、何か、こう、引きずられていくような、一つの答えがあったら、答えは無いんですけど、一つの答えに近いような形に導くっていうかね、そういう印象を持ってました。

司会者

5日半くらいの日程だったと。

2番

6日間です。ちょうどよかったと思います。

司会者

ちょうどよかったですか。3番の方の担当されたのは連続して4日間だったかと思います。日程とか選任手続について何かございますでしょうか。

3番

選任手続の際は、「世界の車窓から」が流れていて、すごくリラックスできま

した。あと、評議の日程は4日間、すごくちょうど良かったです。しかし、選任
手続から評議の日程までの間があまり空いていなくて、予定が立てにくかったの
で、もう少し空けていただければ、立てやすくなるのかなというふうに感じまし
た。

司会者

何日間くらいありましたかね。

3 番

3 日くらい空いて、その次の日から評議の日程になりました。

司会者

何日くらいあれば良かったですかね。3 日間しかなかったってことですがけれど
も。

3 番

そうですね、1 週間、できればいただけたらうれしいです。

司会者

ありがとうございます。5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

日程とかは、全然、ちょうどよかったと思います。期間中に早く終わる日もあ
りましたしね。1 個だけ思ったのが、確か、今日は参加されていないんですけど、
住所地と仕事の関係で県外から毎日通われている方がいました。その方はもう通
えないんでって、自分でホテルを取って泊まっていたんですよね。徳島で。あの
方については何かフォローできたのかなと、ちょっと気になってました。それぐ
らいです。

司会者

ありがとうございます。6 番の方いかがですかね。5 番の方、6 番の方が御担
当されたのは全部で8 日間、土日を挟んで8 日間でしたね。どうぞ。

6 番

選任手続が1日で終わって、審理まで1週間空いていたので、心の準備はできました。裁判員裁判がどういうものかというのは、知りようがなかったんですけど、終わってから、今だったら、先々月かな、雑誌とかの特集で裁判員制度をやっていたりとか、裁判員裁判についての本とか出てるのを知ったので、もし、参照したい人がいるんだったら、そういうのを紹介してあげたらどうかなと思ったのですが、逆に、こう、まっさらの状態に挑むっていうことも大事かなと思って。そのあたりはどっちがよいかと迷っているところですね。審理は2週間にわたって、8日でしたけど、余裕をもって、意見をちゃんと自分の中で形成していたかなって思います。だから、余裕があってよかったなって思います。

司会者

先ほどの5番の方のフォローの話ですけれども、規則に従ってですね、旅費とか日当とかお支払いはしているはずですよ。特別にこれくらいしかお答えようがないんですけど。

5番

大変だなというのと、すごい義務感の方だなと思ったものですから。

司会者

そのとおりだと思います。7番の方からお伺いいたします。

7番

選任手続はよく説明していただいて、どういうふうに選ばれるのかはよく理解しました。個人的にはその中で選ばれて、ラッキーって心の中で叫んでいました。

司会者

日程は6日間でしたかね。

7番

私にとってはちょうどよかったんですけど、私は退職しているんですけども、現役の仕事、責任を持った方なら難しいかなという気持ちはしました。

司会者

なるべく短ければ、短い方が参加しやすいのではないかと。

7 番

いやあ、短すぎたら信頼できないかなと思うので。辞退される方が多いっていうのも、やむを得ないのかなあと思っております。

司会者

ありがとうございます。8 番の方にもお伺いします。審理は4 日間でしたね。いかがでしょうか。

8 番

選任手続を終えてから1 週間ありましたんで、時間的な余裕もありました。前に参加したときは選任手続があって、その日からありましたんで、次の日とかじやなしに、その日から始まったもんですから、ああ1 週間空くんだというのが正直な感想で、いろいろ選任手続のための要綱、Q & A みたいなものも送られてきて、すごいわかりやすく、よかったかなと思います。ああいった資料とかもすごいわかりやすく便利な資料だなという印象があります。

司会者

ありがとうございます。8 番の方のお話だと裁判員裁判の歴史がわかるような感じですね。大変貴重なお話、ありがとうございます。

これから裁判員になる方へのメッセージ

司会者

そうしましたら、最後のテーマに移ります。これから裁判員となられる方へのメッセージがございましたら、皆さんからお伺いしたいと思います。1 番の方からお願いします。

1 番

そうですね。やっぱり、やってみて非常に個人的にはよかったので、是非ですね、よっぽどの理由が無い限り、国民の一つの義務じゃないですけど、本当に勉

強になりますし、是非参加してほしいなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。2番の方、お願いいたします。

2番

皆様方は大変忙しい日々を過ごしておられると思いますが、一度経験することをお勧めしたいと思います。ただし、裁判員になれるかどうかというのはコンピューター次第です。以上です。

司会者

ありがとうございます。3番の方、お願いいたします。

3番

学生の立場からかなり大きな口をたたいてしまうのですが、裁判官の方や他のいろんなバックグラウンドを持った方とお話できるのは、すごくいい機会だと思うので、参加していただければなと思います。

司会者

ありがとうございます。5番の方、お願いいたします。

5番

裁判員で呼ばれているのはやっぱり私たち一般庶民ですから、その感覚を必要とされているんだと思うんですよ。だから、おかしい言い方ですけども変に判例とかに引っ張られることなく、それは違うというのを言ってほしいと思います。そしたら、その判例が古い判例になって、今日ここで決めたことがスタンダードになるかもしれないじゃないですか。そういう感覚で参加してもらえればいいかなと思います。

司会者

ありがとうございます。6番の方、お願いいたします。

6番

実際、自分でやれるかなと不安に思うと思うんですけど、裁判官の方が本当に

こんなに話しやすい雰囲気を作ってくださるんだということにびっくりしたんです。7番の方がおっしゃっていたように。だから、恐れずに参加していただきたいのと、忙しい方ほど参加していただきたいと思います。やっぱりそれなりの社会経験を積まれていると思うので。僕なんかは社会経験足りないと思うので、できたらそういう忙しい方も参加していただいて、それが、より裁判員裁判をよくするために必要なんじゃないかなと思います。辞退せずに恐れずに引き受けてほしいです。

司会者

ありがとうございます。7番の方、お願いいたします。

7番

選ばれたら、喜んでくださいと伝えたいです。本当に得難い貴重な体験ができました。選ばれる前は仕事と比べてどうしようとか迷われると思うんですけども、私から今言えることは仕事の都合をつけてでも参加するようにと是非伝えたいです。

司会者

ありがとうございます。最後に8番の方、お願いいたします。

8番

不安は、そういうあれを決めることだけではないと思うんですね。やっぱり参加しにくかったり、理由にこじつけて、やはり、僕が当たった裁判も、出てきたときに顔がどこかで会うんじゃないかとかそういったことの不安も、たぶん無きにしも非ずで。まあ、それで辞退した人はいないかもしれないですけど、でも、やはり皆さんがおっしゃるように、こういう経験っていうのは600人しか、まだ徳島ではないということで、本当に自信が無くても声を大にして言いたいのは皆さんおっしゃったように、やっぱり裁判長、裁判官の方がすごい話しやすい雰囲気を作ってくださるということで、自信が無くても絶対に参加できるっていうことは、自分の意見を言いにくい方とかそういう方でも自信をもって参加でき

る裁判員制度だと思いますので、是非参加していただきたいと思っています。

司会者

ありがとうございます。それでは、これで私からの質問は以上になります。では、最後に、本日、傍聴に来ていただきました司法記者クラブの方から御質問をお願いしたいと思います。まず、代表質問を幹事社の方をお願いいたします。

NHK

1点目の質問なんですけれども、裁判員をされたときに学生や会社にお勤めの方に、特に、お答えいただければと思うんですけれども、裁判員に参加されて仕事との両立や学業との両立であったりとか、職場の理解っていうのが、こういった反応だったのかっていうのをお聞かせいただければと思います。

1 番

私はまだ会社勤めなんですけども、会社としてはきちんと制度化していますので、会社の方にこういうことで参加するんですけどと伝えると、どうぞということとで特に大きな問題はないです。

2 番

もう退職しまして、庭いじりです。

司会者

3 番の方、学生さんということでしたが、いかがでしょうか。

3 番

私はちょうど春休みでしたので、学業との両立の点では大丈夫でした。しかし、アルバイト先での理解があまり、裁判員というのがあまり知られていなくて、少しそこは困った点ではありました。

司会者

裁判員とおっしゃったんですかね。

3 番

はい。言ったんですけど。

司会者

ピンと来てなかったということでしょうか。

3 番

はい。

司会者

わかりました。他の方がいかがでしょうか。

5 番

もう、僕は自由の利く仕事だったんで問題なかったですし、選任されてから日程もあったので、調整できてよかったです。

8 番

またかって。

司会者

またかと言われて、快く送り出していただいた。

NHK

学生の3 番の方に追加でお聞きしたいんですけど、春休みじゃなくて普通の授業の期間だったら、たればの話にはなるんですけど、どういうふうな印象をお持ちですかね。

3 番

参加したい気持ちはあるんですが、やはり学業優先にしたいので、お断りしていたと思います。

NHK

ありがとうございます。次、2 点目の質問なんですけども、判決を出す際に考えたことであったりとか、あと、結構、今日の意見交換の中で出たことなんですけど、医学的な専門用語とかがあったりして難しかったというお話があったと思うんですけど、そういった専門的な用語を理解しなければいけないプレッシャーなどがあったかどうかというのをお聞きできればと思います。

司会者

7 番の方，いかがですかね。責任能力が争点になった事件でしたね。

7 番

専門的用語，初めて聞いたような言葉もあったんですけど，すごく学べるなあと，私個人的にはボケ防止になったような部分もあるんですけど，学ぶ機会があって楽しく学ばせていただいたなあとと思います。

司会者

2 番の方も責任能力が争点になった事件でしたね。

2 番

そうですねえ。

司会者

プレッシャーなどはございましたか。

2 番

専門用語，首をかしげる場合もあったけど，最終的には確か結論としては責任能力っていうか，精神障害が著しくはなかったっていう表現で終わっていたと思います。

司会者

著しく低下してはいなかった。

2 番

はい。

司会者

そういう結論になったんですかね。

2 番

はい。それで，責任能力があったっていう判決だったと記憶しております。

司会者

特にプレッシャーとかはなかったですかね。

2 番

うん。途中経過は難しかったですけど、最終的にそういう結論でした。

司会者

他の方はいかがでしょうかね。結論を出すにあたってのプレッシャーですかね。ありましたかという質問だったと思いますけども。

7 番

判決宣告の場面とか、それは人ひとりの人生を左右する場面なので、一瞬震えたのを覚えています。それだけ重い事だったなあと。

2 番

判決ですね。判決の場合、主文で8年でしたね。10年に対して8年。感じましたのは、自分にとって、自分の息子だったらもうほんとにバカ息子っていうような感じで両親の心労っていかがばかりかなってというような印象を持っています。

NHK

ありがとうございます。次の質問なんですけど、今日の意見交換会の中でもお話があったかと思うんですが、改めての質問になるんですが、裁判の中で証拠を検察官、弁護人ともに提示されたときに、そういった写真やイラストを見て精神的な負担などになった方が、もし、精神的な負担があったかどうかっていうのをお聞きできれば、なおかつ、何であったのか、何でなかったのかっていうのも合わせてお話いただければと思います。お願いします。

司会者

証拠を見たり、聞いたりする中での精神的負担ですかね。皆さん、多かれ少なかれあったんじゃないかと思うんですけども。

1 番

私の事件では特にそういう証拠はなかったんで。はい。

NHK

そもそも証拠が提出されなかったっていう。

1 番

まあ、傷害もあったんですけど、傷害を受けているというイラストや写真はなかったんで。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

NHK

特に5番と6番の方は映像を見られたということだったと思うんですけど、負担に感じる方もいらっしゃるれば負担に感じない方もいらっしゃるというお話だったんですけども、改めてお聞きできればと思います。

5 番

僕はそれほど感じはしませんでしたけど、見られる方によっては暴力場面ですからね、確かに負担を感じる方もいるんじゃないかとは思いますが。特にあのビデオに関しては、後半、一方的に殴っているシーンが続くんですよ。それは、確かに素人が見たら、これはきついなという印象はありましたね。ただ、それで精神に異常を来すとかそういうところまではいかなかったです。今回は。その当日の場面じゃなかったですからね。

6 番

傷害の場面で、その亡くなられたときの状況は映ってなかったんで、心理的負担という意味では軽かったかなと思います。

NHK

次の質問に移らせていただきます。今日の意見交換会では裁判長や裁判官のお話がすごいわかりやすかったということを皆さんおっしゃっていたところなんですけど、逆に検察官の方の御説明だったりとか、弁護士の方の説明ってのが、法廷内で、一連の審議の中で裁判員の方として説明がわかりやすかったのかどうかっていう率直な御意見をお聞かせいただけたらと思います。

司会者

どうでしょう。順番にお伺いしましょうか。

NHK

そうですね。お願いします。

司会者

1 番の方，いかがですか。

1 番

そうですね，わかりやすさからいうと，私が担当した事件は検察が非常にわかりやすかったです。先ほどこっと佐藤裁判官からフォローしていただいたように，弁護側はちょっと被告人と食い違っていたんで，突然資料を変えたっていう状況だったんで，それで，私だけではなくて裁判員みんなが後で，弁護人はわかりにくかったよねというのはみんな一致した意見だったんです。ちょっと状況が違ってたというところがあるんで。

2 番

特に検察官の場合に問題なかったと思います。

3 番

どちらもわかりやすかったんですが，特に検察側の方の資料がわかりやすかったです。

NHK

資料っていうのは，どういった，カラーとか。

3 番

はい。カラーがあつてすごく見やすかったです。

NHK

でも，資料があるからわかりやすい，口頭で，法廷の場で口頭で弁護士の方や検察官の方が専門用語がある程度あったりもするかと思うんですけど，口頭の部分っていうのはいかがでしたか。

3 番

口頭の部分も、あの、そうですね、資料があったので、口頭で話されて理解ができました。答えになってますか。

NHK

はい。ありがとうございます。

5 番

特に何もなかったです。検察官の方の出してこられたのは理路整然としててわかりやすかったですね。筋が通ってたように思います。あと、専門用語もそんなになかったですよ。非常にわかりやすく、私たちにも理解しやすく出ている感じでよかったです。それは弁護人の方も同じです。わかりやすかったです。

6 番

今のに付け加えるとしたら、検察官の説明が話口調もゆっくりとはっきり滑舌よく、こちらにわかるように気遣って話されているなと感じました。弁護人の方も同じです。

7 番

皆さんおっしゃるように、わかりやすい説明でした。ただし、ちょっと最初に検察官の方の声が小さいのかなって思いましたが、その後はよくわかるようになりました。

8 番

最初にも言ったように、ゆっくりと本当にわかりやすい言語で説明してくれて非常に頭の中に入ってきやすかったです。検察側、弁護側両方ともわかりやすかったです。

NHK

最後の質問になるんですけど、改めて、裁判員裁判に参加してよかったこと、苦勞したことなど、今まで1時間半の間でおっしゃっていただいたと思うんですけども何か最後に付け加えるとして、よかったこと、苦勞したことがある方がい

らっしゃれば教えていただきたいです。

1 番

個人的には、あまり、苦勞したっていうことはなくて、当然、議論って言いますかね、やっぱり最後のところは、かなりみんな悩むというか、非常にいろんな意見、でも、それはみんな普通にやっていたような気がしますね。やっぱり、やってる期間も裁判員同士、気心が知れてきたりして、非常に意見も出しやすいし、あんまり悩んだっていう記憶はないです。

2 番

同じように、楽しく 6 日間過ごせたと思います。

3 番

人生経験が浅いので参加してもいいのかという苦勞はありましたが、一方で視野が広がったという点ではすごくよかったなというふうに思います。

5 番

いい経験だったと思います。参加できてよかったです。苦勞した点は特にはないです。

6 番

僕は結構離れたところに住んでいるので、交通の便が、やはり J R の本数が少ないというのが、朝早く、帰り遅くっていう、そんなことぐらいです。

7 番

苦勞はなかったです。貴重な体験ができて喜んでいます。大事な司法の仕組みを内側から少しでも垣間見られたのはありがたかったです。

8 番

苦勞はなかったんですけど、自己主張が強いタイプだったので、皆さんとディスカッションして、やはりそういう意見もあるんだっていうことを、自分の中に、自分を押し殺して、意見を聞くっていうことが、ちょっと、正直、自分自身はありました。それぐらいのことでした。

1 番

すみません。マスコミの方は裁判員にはなれるんですか。

司会者

なれます。

1 番

経験された方はいないんですか。

NHK

いないです。

司会者

抽選を通れば、なれます。

毎日新聞

私は今年の春に模擬裁判に参加させていただいて、その時に裁判員として選んでいただいたんですけども、それだけでもすごく緊張してしまって、自分の意見を言うのも、結構、いっぱいいっぱいになってしまうところがあったんですけども、そういう緊張感とか、自分の意見をもっと言えたなあとか、そういう後悔っていうのは皆さんなかったでしょうか。

1 番

ちょっと質問とは違うんですけども、今ちょっと思い出したのが、実際の裁判の場所で私たちにも質問しなさいと、法廷で被告の人とかに質問してもいいですよって言われて、ちょっと、やっぱり、最初すぐには抵抗ってあったんですけど、何とか質問したりもして、結構よかったなあっていう、結果的にはよかったなって思っています。それが結構みんな非常にやりにくいところだったような気がしますね。

司会者

意見を言うのに言いにくいとかそういうのがあったかどうかという御趣旨の御質問だったかと思いますけど。

2 番

ないです。

司会者

3 番の方，いかがですか。

3 番

自分の思っている意見と，他の方の意見が一致するときが多かったので，特に緊張することはなかったです。

司会者

他の方いかがですか。意見を言うとき緊張するとか，言いにくいとかプレッシャーを感じるとか，そういうことはなかったでしょうか。

6 番

審理の時と評議の時とで，とにかく，裁判官の皆さんが言いやすい雰囲気を作ってくださるんですよ。だから模擬裁判とは，たぶん違うだろうなと思います。実際は。それで，法廷での質問なんですけど，やっぱり，自分でここが疑問だっというところをわかったうえで，評議に参加しないと，絶対，後で後悔すると思ったので，何か無責任な感じがしたので，何回も質問させていただきました。だから，義務感でできるんじゃないかと思います。そういう，恥ずかしさとかいうのは後ろへ下がる感じですよ。あと，評議で裁判員同士，僕たちの時はお互い名前を知らない，名前を名乗ってないんですよ，番号で呼んでいたんで。その距離感っていうのが，いい緊張を生んだんじゃないかなと思います。あと雑談なんかもみんなでしながら，だから，お互いの素性はわからないけど，議論する場だっというところは，はっきり感じられました。そういうのも言いやすいかなって思いました。

5 番

いい雰囲気でしたよね。

1 番

6 番の方が言われたように、番号で、名前も素性もわからないっていうのが、意見がすごい言いやすい、あれは非常にいいシステムだと思いました。

司会者

番号で呼ぶのは、何か失礼かなと思ったりもするのですが。

1 番

そんなことないです。

司会者

いい面もあったんですかね。ありがとうございます。

四国放送

マスコミという立場でありながら、逮捕されて起訴されて公判に行くまでに、被告がやっぱり犯罪者っていう感覚になってしまう自分がいるんですけども、それでも裁判員に選ばれた中で中立に判断しないといけない立場になったときに、その犯罪者という感覚がぬぐいきれるのかどうか、難しくなかったのかをちょっと聞かせてください。

司会者

起訴されただけで犯罪者と思い込んでしまった、そういう気持ちはなかったか。割り切るのが難しくなかったか。

1 番

裁判員になる前は、確かに、新聞とかテレビ報道だけ見ていると、何かこの人、悪い人かなみたいに思ってましたけど、実際、裁判員をやるとですね、いろんな、それだけじゃなくて、いろんな背景から、ある程度、情報をもらえるんですね。だから、そういう意味では、絶対、この人悪い人みたいには、たぶん、だんだんならないと僕は思うんですけど。たぶん、情報が少ないんだと思うんです。一般の方、マスコミの方が報道する。私が担当した裁判は、翌日、全部新聞に、徳島新聞とか出てたんですけど、偏っているんですよね。記事の内容が。だから、それだけ見ると、すごい悪いことをやって、悪い人だみたいに思っちゃう

けども、実際、自分が裁判する側になって、いろんな情報を聞くとですね、全然違うということがよくわかりました。そういう意味でも、マスコミの方も1回、是非、参加するのをお勧めしますけど。

司会者

5番の方、6番の方、いかがですかね。無罪が争われた事件でしたけども、起訴されただけで犯罪者だと思ってしまうということはなかったかと。

6番

行為をやったこと自体は被告人は認めていたんですよ。その行為がよかったか、悪かったかというのが問題になっていたので、そこを客観的な判断をしないといけないなと思いました。先入観という意味では、たぶん、なかったんじゃないかなと思います。

5番

今、先入観という言葉が出ましたけど、被害者の方、亡くなっているんですよ。法廷で証言、証言というか質問されるのは被告人の方ですごくしおらしくて反省してて、かわいそうなくらいでした。そんな状況だったんです。やっぱり被告人の方に引っ張られると思うんですよ。ああ、こんなに反省しているんだと。でも、そこで公平を保つためには、しゃべることができない相手の立場に立つ必要があるんじゃないかなと思いました。で、この人、どういうこと言いたいんだろうっていうのを、やっぱり、その時、考えていましたね。そういう意味では先入観を持つなと言われても持ちちゃったかもしれないですね。そういうのがありました。

共同通信社

先ほど、1番の方のお話し、少し、こちらとしても耳が痛いようなお話だったんですが、他の皆さんの中で自分たちが下した判決と、翌日とか、こちらの報道とかで何か齟齬があるなというふうに感じた方、他にいらっしゃいますか。いらっしゃるとしたら、どういう面で、ここはこうじゃないかとか、それとも、記事

として短くて伝えきれてないんじゃないかというようなお話だったりとか，何かあれば教えていただきたいです。

8 番

僕の担当した裁判だと，仕事でのストレス障害があったとか，その子供にちょっと恋心があったとかいうことは証拠書類とかで目にするのですが，記事には載ってないことですね。ですから，記事だけ見たらそういう先入観じゃないですけど，その被告人が悪いと，悪いこととしてそういうことになったというふうにししか取れないと思うんですね。記事自体は。記事がいい，悪いとかの話をしているんではなしに。裁判員はそういった証拠書類を全て見るので，まっさらではないですけどそういったことで，ちゃんと被告人とも向き合うことはできているので，それを新聞とか記事で見た人っていうのは，それは当然，その悪い部分だけを見ていると思うんですね。だから，そういうことだと思うんですけど。裁判員はちゃんとそういったことを見てるので，ちょっと違うって，僕は思います。

司会者

ありがとうございます。他，特によろしいですか。報道の関係で。

6 番

瞬間的に，こういう事件でこういう判決が出て，被害者のお母さんはこう言っている，弁護士の方は控訴するかしらないか検討している，という記事があったんですね。だから，すごく客観的に記事にされているなと思いました。それで，自分が関係した事件が控訴されたのかどうかすごく気になって，それから2週間，新聞の社会面を見ていました。出ていなかったのが控訴されなかったのかなというふうに受け止めました。

司会者

はい。必ず控訴したら記事になるかというわけでもないでしょうけどね。

6 番

そうですね。はい。

以 上